

平成31年  
2019年  
4月号

# ニュースレター

弁護士法人今津法律事務所

弁護士法人  
今津法律事務所  
IMAZU LAW OFFICES  
〒100-0004  
東京都千代田区  
大手町 1-6-1  
大手町ビル 8階  
☎ 03-5224-3235

平素より格別のご高配を賜り、心よりお礼申し上げます。今年2回目のニュースレターをお届け致します。ご興味のある所だけ、ご覧頂ければ幸いです。  
弁護士 今津 泰輝

## 連載 民法（債権法）改正について② 法定利率②

今回も、前回に引き続き、法定利率に関する改正点について、ご紹介致します。

### 変動制の概要

前回ご紹介しましたとおり、改正民法では、法定利率に変動制が導入されます。詳細な内容は割愛させていただきますが、金利の一般的動向を示す指標が大きく変動した場合に、法定利率もその変動に合わせて上下するという内容になっています。

法定利率の変動は常に発生し得るわけではなく、変動の可能性があるタイミングは、3年ごととされています。また、変動する場合は、小数点以下は切り捨てられ、1%単位で変動することとされています。

どの時点の法定利率を用いるかの下でも引き続き有効です。

### 時事ニュース 有給休暇の時季指定義務の施行開始

以前にもご紹介しましたが、本年4月1日から、全ての企業において、年10日以上の有給休暇が付与される労働者に対しては、うち5日については、付与日から1年以内に、使用者が時季を指定して取得させることが必要となります。違反した場合は罰則も定められています。ただし、既に年5日以上取得済みの労働者に対しては、時季指定は不要です。

年次有給休暇管理簿の作成も新たに義務付けられたため、使用者としては、賃金台帳に表を追加する等して、労働者ごとに有給休暇の取得状況を管理することが必要です。その上で、例えば半年後等の段階で取得日数が年5日未満の労働者に対しては、自発的な取得を促す必要があります。使用者から時季指定を行う場合には、就業規則への規定が必要で

## 日本商事仲裁協会の仲裁規則の改正

本年1月1日から、日本商事仲裁協会において、新たな仲裁規則が施行されました。海外企業との間で契約を締結する場合、この改正が関係することもありますので、ご紹介させていただきます。

### 【仲裁とは】

一般に、国内企業同士で紛争が生じ、話し合いによっては解決できない場合、裁判所での訴訟などによって解決されます。

これに対して、海外企業との間で紛争が生じた場合には、中立性や、判決に基づく強制執行の可否などの観点から、訴訟ではなく仲裁が選択されることも多いです。

なお、ここでの「仲裁」とは、話し合いを援助する手続ではなく、当事者が、紛争解決を民間の中立的な仲裁人の判断に委ね、仲裁人の判断に服する手続です。

訴訟と仲裁では、相違点が多く存在しますが、仲裁の場合には、弁護士費用だけでなく、仲

裁人の報酬も当事者が支払わなければならない、多額のコストが発生してしまう点がデメリットです。仲裁による解決とするためには、契約書において、紛争は仲裁によって解決する旨、仲裁条項を定めておく必要があります。

### 【日本商事仲裁協会とは】

仲裁を選択する場合には、仲裁機関も選択しておくことが一般的です。仲裁機関とは、それぞれの仲裁規則をもとに仲裁の手続を支援する機関であり、各国に存在します。日本に存在する仲裁機関が、日本商事仲裁協会です。

### 【新たな仲裁規則の内容】

従来、日本商事仲裁協会には、①UNCITRAL仲裁規則と②商事仲裁規則の2種類の仲裁規則が備えられていました。①はUNCITRAL(国連国際商取引法委員会)が定めた規則、②は日本商事仲裁協会が定めた規則です。

①も②も、仲裁人の報酬はタイムチャージ制と定められており、②の方が、相対的にややリーズナブルな金額に定められています。日本商事仲裁協会では、以上2種類の仲裁規則に加えて、本年1月1日から、③インタラクティブ仲裁規則が施行されました。③では、手続の進行を当事者任せとし、対話を義務化するとともに、仲裁人の報酬を定額化している点に特徴があります。仲裁人の報酬が抑制・定額化された③が設けられたことは、当事者にとってメリットが大きいと考えます。

### 【③の場合の仲裁条項】

今回新たに施行された③が適用されるようになる場合には、契約書の仲裁条項において、その旨を明記しておく必要があります。日本商事仲裁協会が公表している③用の仲裁条項のモデル条項をもとに規定することが考えられます。

### セミナー講師としてお招き頂きました 1日集中講習会「判例から学ぼう!管理職に求められるハラスメント対策」

弊所弁護士今津泰輝と坂本敬が、2019年2月13日(水)に、東京都千代田区所在の中央大学駿河台記念館にて開催された、1日集中講習会「判例から学ぼう!管理職に求められるハラスメント対策」(エヌ・ジェイ出版販売株式会社主催)の講師としてお招き頂きました。今後も、弊所においても様々なテーマでセミナーを開催してまいりますので、是非ご参加いただければ幸いです。



### 事務局便り 新元号「令和」

残すところ数日となった平成最後のニュースレターです。新元号が発表された4月1日には、弊所内でも「自分の名前の一文字が採用されないかな」と皆で盛り上がっていました。(残念ながら誰も当てはまりませんでした。)その頃には聞き馴染みがない「令和」でしたが、もうすっかり慣れ、「令和」にすっかりきている自分があります。令和最初のニュースレターも、どうぞお楽しみいただければ幸いです。(事務局/竹下)